

「日野市子どもオンブズパーソン条例(素案)」 に関するパブリックコメントの実施について

令和5年10月

日野市健康福祉部福祉政策課

(1) 背景

① 子どもを取り巻く社会の現状

少子高齢化の進展、家族形態の多様化、家庭における養育機能及び地域での子育て支援機能の低下など、子どもや家庭を取り巻く環境が著しく変化している中、子どもに対する虐待が深刻な問題となっています。学校等でのいじめ、差別、体罰なども依然として大きな社会問題になっており、近年では、ヤングケアラーの存在が新たな社会問題として浮き彫りになるなど、子どもの人権は、十分に保障されているとは言い難い状況にあります。

虐待などの問題は、子どもの心身の成長と人格の形成に影響を与える重大な権利侵害であることから、子どもの人権が最大限尊重され、保障、擁護されるための子どもの相談・支援体制の構築が急務となっています。

② こども基本法の施行とこども家庭庁の発足

国においては、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和5年4月に施行され、全ての子どもが個人として尊重され、その基本的人権が尊重されること、差別的な扱いを受けることがないようにするなど、子どもの権利に関することが基本理念として規定されました。さらに、同月には、常に子どもの利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しするための司令塔として「こども家庭庁」が発足しました。

③ 日野市における新たな子育て支援総合拠点の開設

日野市では、令和6年度の初め頃を目途に、子育て支援の総合拠点となる「(仮称)子ども包括支援センターみらいく」や子どもと子育てに関するあらゆる相談の窓口の機能として「子どもなんでも相談」(子どもなんでも相談の概要は、4頁を参照してください。)など、全ての子どもの成長を切れ目なく支援するための環境整備を進めているところです。

(2) 目的

子どもを取り巻く現状を踏まえ、また、今般の国の法整備や本市における子ども支援策の拡充を契機とし、それらの動きにあわせて、子どもを権利侵害から救済するための新たな制度として「子どもオンブズパーソン制度」を創設し、子どもの健やかな成長を支援していきます。

この度、本市における子どもオンブズパーソン制度の実施根拠となる「日野市子どもオンブズパーソン条例(素案)」がまとまりましたので、これを広く公開し、多くの皆様からのご意見をいただきたく、パブリックコメントを実施するものです。

(1) 子どもオンブズパーソンとは

子どもオンブズパーソンとは、子どもを取り巻く様々な問題(例えば、いじめ、体罰、差別、虐待、ヤングケアラーなど)の相談に応じ、公正・中立な立場で、子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいことは何か)を考え、子どもに寄り添いながら、問題の解決を図り、権利侵害から子どもを救済する公的な第三者機関です。具体的な職務としては、解決方法の助言をしたり、子どもの代弁者となって、関係する大人と建設的な対話に入るための環境づくりをします。是正、改善等が必要な場合には、市の機関に対しては、制度改善の意見表明や是正の勧告を行い、市の機関以外のものに対しては、是正の要請を行います。

(2) 子どもオンブズパーソン制度案の基本的な考え方

子どもの権利侵害は、家庭、学校、特定の集団など、閉鎖的な社会・空間の中で起こることが多く、問題が表面化しにくい構造となっています。子どもオンブズパーソン制度においては、「**子どもが相談しやすい仕組み**」であることが重要であるため、本市の子どもオンブズパーソンの制度案では、子どもオンブズパーソンの相談窓口を子どもと子育てに関するあらゆる相談の窓口となる「子どもなんでも相談」と一本化し、子どもオンブズパーソンと子どもなんでも相談が連携しながら実施していくこと想定しています。

「子どもなんでも相談」(子どもなんでも相談の概要は、4頁を参照してください。)は、前述のとおり、子どもと子育てに関するあらゆる相談窓口となりますので、子どもやその保護者などから、様々な相談を受けることとなります。そのような機能を持つ相談窓口を子どもオンブズパーソンの相談窓口と一本化することで、いつでも気軽に相談できる体制が確保できるとともに、様々な相談の中から、子どもの権利侵害に関する相談を適切かつ確実に子どもオンブズパーソンに繋ぐことができると考えています。

一方、「子どもなんでも相談」を介さず、直接子どもオンブズパーソンに相談したい場合も想定されますので、そのような場合には、子どもオンブズパーソンが直接の相談に対応します。その他、制度全体の手続きの流れは、5頁のフロー図をご覧ください。

【参考】

子どもなんでも相談とは

妊産婦、子育て中の保護者、児童(0～18歳)等を対象に児童・子育て全般に関するあらゆる相談を受ける相談窓口です。令和6年度の初め頃からの開始を予定しています。

(相談日時:月曜日～金曜日 9:00～16:00)

あたらしい相談の方法を考えています！



日野市立小中学校の児童・生徒に配置している学習者用端末に「子どもなんでも相談」の窓口を作って、相談しやすい環境を作ります！

電話やメールなどでご相談をいただいた際、必要に応じて、ご相談者にとってご都合の良い場所に直接出向いてお話を伺います！

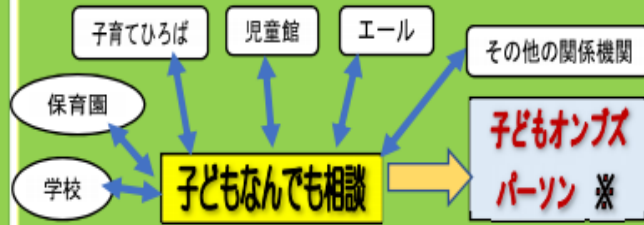
秘密は守られます



しっかりつなげます！

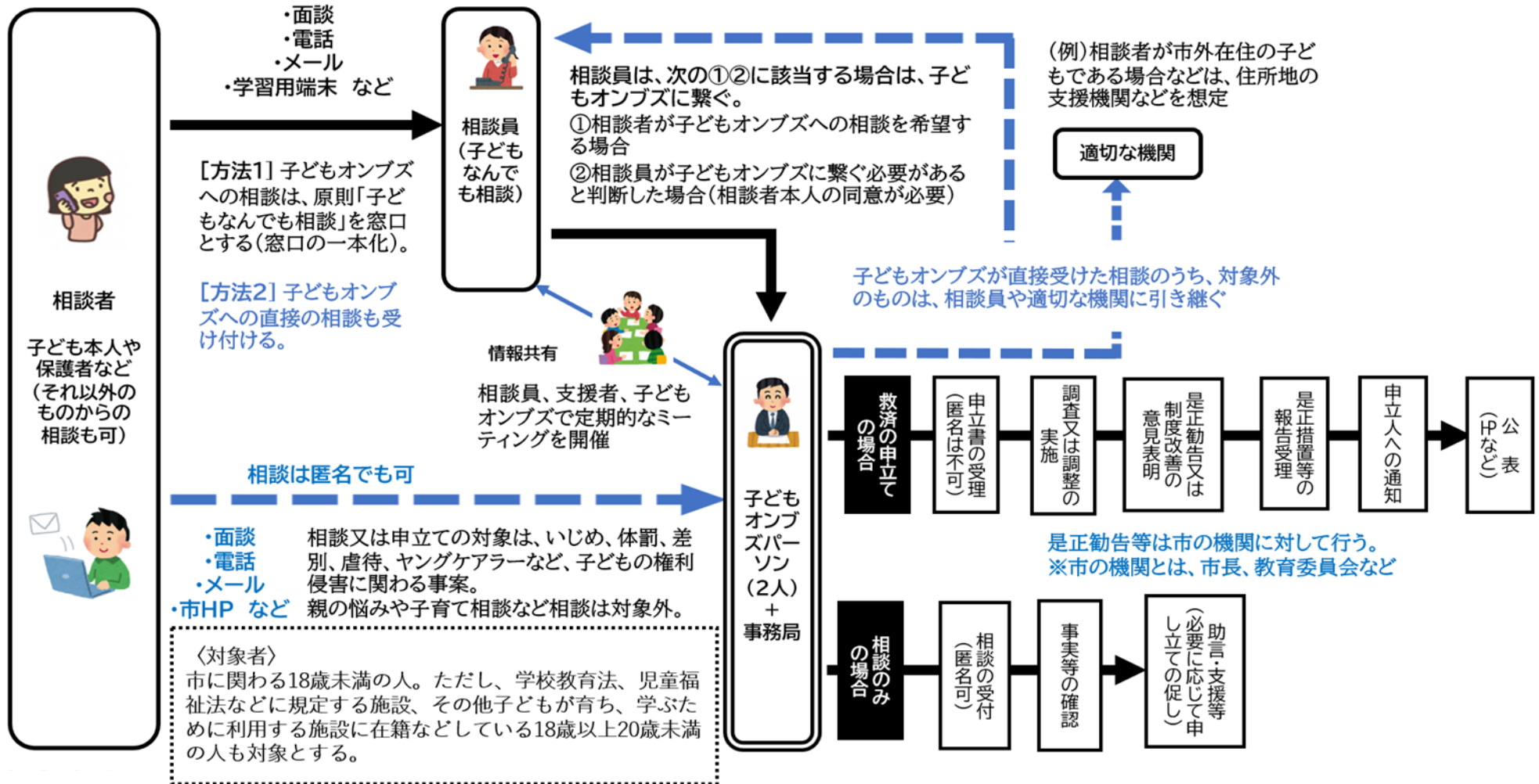
子どもと家庭にかかわる市内の相談・支援機関と連携を深め、必要な支援にしっかりつなげます！

子どもなんでも相談が「子どもオンブズパーソン」の窓口の一つとなって、しっかりつなげます！



現在検討中のため、今後変更となる可能性があります。

3 子どもオンブズパーソン制度案の手続きの流れ(フロー図)



(目的)

第1条 この条例は、こども基本法(令和4年法律第77号)の基本理念にのっとり、子どもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱を受けることがないよう、日野市子ども条例(平成20年条例第30号)第16条の規定に基づき、子どもが権利侵害その他の不利益(以下「人権侵害等」という。)を受けた場合に、安心して容易に相談や救済を求めることができるようにするため、日野市子どもオンブズパーソン(以下「子どもオンブズパーソン」という。)を設置し、子どもを人権侵害等から救済するとともに、一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することにより、子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

解説

第1条では、子どもの基本的人権の保障に関する根拠法令となる「こども基本法」及び子どもオンブズパーソンの設置の根拠となる「日野市子ども条例」の規定を明示するとともに、子どもオンブズパーソンの設置目的を「子どもを人権侵害等から救済するとともに、一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することにより、子どもの健やかな成長に資すること」として定めています。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、市にかかわる18歳未満の人をいう。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)などに規定する施設、その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設に在籍などしている18歳以上20歳未満の人も対象とする。

解説

第2条では、条例中で用いる「子ども」の用語について、解釈上の疑義をなくすため、その意義を規定し、明確にしています。なお、「子ども」の定義は、日野市子ども条例第2条第1項に規定する子どもと同義としています。

(設置)

第3条 第1条の目的を達成するため、市長の附属機関として子どもオンブズパーソンを置く。

解説

第3条では、子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関であることを定めています。なお、市長の附属機関とは、地方自治法第138条の4第3項の規定により、設置する機関で、市長等の執行機関の要請により、行政執行のために必要な審査、審議、調査等を行うことを職務とする機関です。

(組織等)

第4条 子どもオンブズパーソンの定数は2人とし、子どもの人権問題に関する優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

2 子どもオンブズパーソンの任期は3年とし、1期に限り再任することができる。

3 子どもオンブズパーソンの報酬については、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)に定めるところによる。

解説

第4条では、子どもオンブズパーソンの定数、選任方法、任期、報酬について定めています。

□定数は、2人とします(第1項関係)。

□選任方法は、子どもの人権問題に関する優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱します(第1項関係)。

「優れた識見を有する者」として、市では弁護士などの法曹有資格者や大学教授などの学識経験者を想定しています。

□任期は、1期を3年とし、1期に限り再任できることとします(そのため、同一の者について、2期6年が上限となります。)(第2項関係)。

□報酬の額は、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところによることとします。(第3項関係)。

(兼職等の禁止)

第5条 子どもオンブズパーソンは、国会議員若しくは地方公共団体の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 子どもオンブズパーソンは、市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員(主として、市に対して請負をし、又は市が経費を負担する事業につき市の長若しくは委員会若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者をいう。)と兼ねることができない。

3 オンブズパーソンは、前2項に定めるもののほか、公正かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職業等と兼ねることができない。

解説

第5条では、子どもオンブズパーソンが兼ねることができない具体的な職等について定めています。

□子どもオンブズパーソンは、公平・中立な立場で職務を遂行するため、国会議員、地方公共団体の議員・長、政党その他の政治団体の役員、市と特別な利害関係にある企業・団体などの役員と兼ねることができません(第1項、第2項関係)。

□第2項に規定する者のほか、公正かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職業等(例えば、子どもオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有する職業として、市内の学校の教職員その他本市の子どもに直接指導することを主な職務とする職業などが想定されます。)とも兼ねることができません(第3項関係)。

(解嘱)

第6条 市長は、子どもオンブズパーソンが次の各号のいずれかに該当する場合には、議会の同意を得て、これを解嘱することができる。

- (1) 健康上の理由により、職務の遂行ができないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認めるとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、子どもオンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認めるとき。

解説

第6条では、市長が、子どもオンブズパーソンを解嘱（委嘱した仕事を解いて辞めさせること）することができる場合の要件を定めています。

□本条で定める職務上の義務とは、第8条に規定する子どもオンブズパーソンの責務や第12条第2項から第4項までに定める子どもオンブズパーソンの義務（又は努力義務）がそれに該当します。

□本条に定めるいずれかの要件に該当する場合であっても、解嘱する場合は、議会の同意が必要となります。

(職務の内容等)

第7条 子どもオンブズパーソンの職務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの人権侵害等に関する相談(以下「相談」という。)に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
 - (2) 子どもの人権侵害等に関する救済の申立て(以下「救済の申立て」という。)又は自己の発意に基づき、調査し、及び調整すること。
 - (3) 子どもの人権侵害等に係る事案について、是正等の措置を講ずるよう勧告又は要請すること。
 - (4) 子どもに係る制度の改善を求める意見の表明(以下「意見表明」という。)をすること。
 - (5) 第3号の規定による勧告(以下「勧告」という。)、意見表明等の内容を公表すること。
 - (6) 相談及び救済の申立ての処理状況等について、毎年度市長及び議会に報告し、その内容を公表すること。
- 2 子どもオンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、意見表明は、子どもオンブズパーソンの合議による。

解説

第7条では、子どもオンブズパーソンの職務（担う仕事）と職務の執行について定めています。

□子どもオンブズパーソンの職務は次のとおりとなります（第1項関係）。

第1号…子どもの人権侵害等に関する相談を受け、必要な助言や支援を行います。

第2号…子どもの人権侵害等に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査や調整を行います。

- ※「自己の発意」とは、救済の申立ては受けていないが、子どもオンブズパーソンが独自に入手した情報などを根拠として、権利救済の観点から自らの判断で行うことをいいます。
- ※「調整」とは、子どもオンブズパーソンが、例えば教員などの学校の関係や保護者と直接会って、相談者の子どもの代弁を行い、関係する大人と建設的な対話に入るための環境づくりに当たることをいいます。

第3号…調査等の結果、子どもの人権侵害等が認められ、当該行為については是正が必要と判断したときは、その行為の主体が市の機関の場合は、市の機関に対して是正等の措置を講ずるよう勧告をすることができます。一方、その行為の主体が市の機関以外のもの場合は、市の機関以外のものに対して是正等の措置を講ずるよう要請をすることができます。

第4号…調査等の結果、子どもの人権侵害等が認められ、制度の改善や見直しが必要と判断したときは、市の機関に対して制度の改善や見直しを求めるための意見の表明を行うことができます。

第5号…勧告及び意見表明等の内容を公表することができます。

第6号…相談及び救済の申立ての処理状況等を毎年度市長及び議会に報告し、その内容を公表します。

□子どもオンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を執行します（第2項関係）が、意見表明を行う場合に限り、合議により行うこととします（第3項関係）。

（子どもオンブズパーソンの責務）

第8条 子どもオンブズパーソンは、この条例の目的を達成するため、一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもの意見を尊重しながら、子どもにとって最善の利益が図られるよう公正かつ適正に職務を遂行しなければならない。

2 子どもオンブズパーソンは、市の機関との連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 子どもオンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

解説

第8条では、子どもオンブズパーソンの責務（義務を果たすべき責任）について定めています。

□子どもオンブズパーソンは、この条例の目的（子どもをいじめや虐待などの人権侵害等から救済し、一人ひとりの子どもの権利を大切にし、守ることで、子どもの健やかな成長の手助けをしていく）を達成するため、一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもの意見を大切にしながら、子どもにとって最も善いと考えられることを公正かつ適正に行なわなければなりません（第1項関係）。

□子どもオンブズパーソンが調査や調整を行う場合、それらの職務を円滑に行うためには、市の機関の理解と協力を得ることが重要であるため、市の機関との連携を図ることを子どもオンブズパーソンの責務として規定しています（第2項関係）。

□子どもオンブズパーソンは、仕事で知った秘密を漏らしてはいけません（第3項関係）。

(市の機関の責務)

第9条 市の機関は、子どもオンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

2 市の機関は、子どもオンブズパーソンから勧告等を受けたときは、これを尊重し誠実に対応しなければならない。

解説

第9条では、市の機関の責務（義務を果たすべき責任）について定めています。

□市の機関は、子どもオンブズパーソンの職務が円滑かつ適正に行われるよう、その職務の遂行に関して、独立性を尊重し、積極的に協力・援助しなければなりません（第1項関係）。

□市の機関は、子どもオンブズパーソンから勧告等を受けたときは、当該勧告等を尊重し誠実に対応しなければなりません（第2項関係）。

(市の機関以外のものの責務)

第10条 市の機関以外のものは、子どもオンブズパーソンの職務の遂行に関し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

解説

第10条では、市の機関以外のものの責務（義務を果たすべき責任）について定めています。

□市の機関以外のものは、子どもオンブズパーソンの職務の遂行に関して、可能な限り協力するよう努めなければなりません。

(相談及び救済の申立ての範囲)

第11条 この条例による相談及び救済の申立てをすることができる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する子どもの人権侵害等に係るもの
- (2) 市外に住所を有する子どもの人権侵害等に係るものであって、救済の申立ての原因となる事実が市内で生じたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項は、相談及び救済の申立ての範囲としない。

- (1) 現に裁判所において係争中の事項又は既に裁判所において判決等の確定した事項
- (2) 現に行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求を行っている事項又は審査請求に対する裁決を経て確定している事項
- (3) この条例に基づき、既に子どもオンブズパーソンによる対応が終了している事項

解説

第11条では、子どもオンブズパーソンが受ける相談や救済の申立ての範囲（どのような事案についての相談・救済の申立てを受け付けるか）について定めています。

□子どもオンブズパーソンに対する相談・救済の申立ての範囲（内容）は、次の①②に該当する事項とします。

①市内に住所を有する子どもの人権侵害等に係るもの

②市外に住所を有する子どもの人権侵害等に係るものであって、救済の申立ての原因となる事実が市内で生じたもの

□上記②の具体例としては、市外にお住まいのお子さんが、市内の高校に在学している場合で、当該在学している高校で権利侵害が発生した場合などが想定されます。

□上記①②に該当する相談や救済の申立てであっても、第2項の各号に規定する事項に該当する場合は、その対象外とします。

（相談及び救済の申立ての資格等）

第12条 何人も、前条第1項に掲げる事項について、子どもオンブズパーソンに相談し、又は、救済を申し立てることができる。

2 子どもオンブズパーソンは、前項の相談又は救済の申立てがあったときは、相談に応じ、又は救済の申立てを受けなければならない。

3 子どもオンブズパーソンは、相談又は救済の申立てが前条第1項各号のいずれにも該当しないときは、当該相談又は救済の申立てを適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。

4 子どもオンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを受けた場合におけるその後の継続支援過程において、対象となる者が前条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。

解説

第12条では、子どもオンブズパーソンに対し、相談や救済の申立てをすることができる者の資格等について定めています。

□子どもオンブズパーソンに対する相談・救済の申立ては、第11条第1項各号のいずれかの事項に該当するものであれば、誰でも行うことができます（第1項関係）。

□子どもオンブズパーソンは、第11条第1項各号に定める事項に該当するものについての相談や救済の申立てがあった場合は、相談に応じ、又は救済の申立てを受ける義務があります（第2項関係）。

□子どもオンブズパーソンは、相談や救済の申立ての内容が、第11条第1項各号のいずれの事項にも該当しない場合は、適切な機関に引き継ぐよう努めなければなりません（第3項関係）。

□子どもオンブズパーソンは、相談や救済の申立てを受付けた後、その支援過程において、第11条第1項各号のいずれの事項にも該当しないこととなった場合は、（例えば、対象の子どもの年齢が20歳以上になった場合など）、適切な機関に引き継ぐよう努めなければなりません（第4項関係）。

(相談及び救済の申立ての方法)

第13条 相談及び救済の申立ては、子どもオンブズパーソンに対し規則で定める方法により行わなければならない。

解説

第13条では、相談及び救済の申立ての具体的な方法を規則で定めることについて定めています。子どもオンブズパーソンの相談窓口は、子どもが相談しやすいよう「子どもなんでも相談」と一本化することを想定しています。

□「子どもなんでも相談」への相談方法は、電話、電子メール、面談、学習用端末（公立の小・中学生に配付されているPC）などを想定しています。

□子どもオンブズパーソンへの直接の相談方法は、電話、電子メール、面談、ファクス、市ホームページからの指定フォームへの入力などを想定しています。

(調査等)

第14条 子どもオンブズパーソンは、救済の申立てに基づき、市の機関に対し、関係書類若しくはその他の記録の提出及び事情の説明を求め、又は実地調査を行う等必要な調査(以下単に「調査」という。)を行うことができる。

2 子どもオンブズパーソンは、前項に定めるもののほか、子どもの人権に係る事項についての相談その他独自に入手した情報等が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、これらの事実について自己の発意に基づき、市の機関に対し、調査を行うことができる。

3 子どもオンブズパーソンは、第1項及び前項の規定による調査を行うときは、市の機関に対し、その旨を通知しなければならない。

4 子どもオンブズパーソンは、救済の申立て又は自己の発意に基づき、市の機関以外のものに対し、調査について協力を求めることができる。この場合において、子どもオンブズパーソンは、調査を行うときは、当該市の機関以外のものに対し、その旨を通知しなければならない。

5 子どもオンブズパーソンは、第1項及び前項の調査を行う場合において、救済の申立てが当該救済の申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われたときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければならない。ただし、子どもオンブズパーソンが当該子どもの置かれている状況等を考慮し、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

解説

第14条では、子どもオンブズパーソンが行う調査全般について定めています。

□子どもオンブズパーソンは、市の機関に対し、救済の申立てに基づく調査（第1項関係）又は救済の申立てによらない自己の発意による調査（第2項関係）を行うことができます。調査は、関係書類若しくはその他の記録の提出及び事情の説明を求め、又は実地調査を行う等の方法により行います。

□子どもオンブズパーソンは、調査を行う際には、調査の対象となる市の機関に対して、その旨を通知しなければなりません（第3項関係）。

□子どもオンブズパーソンは、市の機関以外のものに対し、救済の申立てに基づく調査又は救済の申立てによらない自己の発意による調査について協力を求めることができます（第4項前段関係）。この場合、協力を求める市の機関以外のものに対して、その旨を通知しなければなりません（第4項後段関係）

□子どもオンブズパーソンは、救済の申立てが当該救済の申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合に調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません（第5項前段関係）。ただし、子どもオンブズパーソンが当該子どもの置かれている状況等を考慮し、その必要がないと認めるときは、同意を得なくてもよいこととします（第5項後段関係）。

（調査結果の通知）

第15条 子どもオンブズパーソンは、救済の申立てに対する調査結果を救済の申立てを行った者又は前条第5項の規定により同意を得た者(以下これらを「申立人等」という。)に対し、通知しなければならない。

解説

第15条では、子どもオンブズパーソンは、第14条の規定に基づく調査を行った場合には、その結果を救済の申立てを行った者又は第14条第5項の規定により同意を得た者に通知しなければならないことについて定めています。

（調査の中止等）

第16条 子どもオンブズパーソンは、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を一時中止し、又は打ち切ることができる。

2 子どもオンブズパーソンは、前項の規定により調査を一時中止し、又は打ち切ったときは、申立人等及び第14条第3項の規定により通知した市の機関又は同条第4項後段の規定により通知した市の機関以外のものに対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。

解説

第16条では、子どもオンブズパーソンが調査を行った後においても、必要に応じて当該調査を一時中止とし、又は打ち切ることができることについて定めています。

□調査を中止等した場合において、子どもオンブズパーソンは、理由を付してその旨を申立人等、調査を行う旨通知した市の機関又は市の機関以外のものに通知しなければなりません。

□調査を中止する場合として想定されるものとしては、例えば、調査中において、救済の申立ての内容に重大な虚偽があること、第11条第2項各号に該当することなどが発覚した場合が考えられます。

(勧告又は意見の表明及びその報告)

第17条 子どもオンブズパーソンは、調査の結果、子どもの人権侵害等があると認めるときは、市の機関に対し、是正その他必要な措置を講ずるよう勧告又は意見表明(以下「勧告等」という。)をすることができる。

- 2 子どもオンブズパーソンは、前項の規定により勧告等をしたときは、市の機関に対し、是正その他必要な措置について報告を求めるものとする。
- 3 子どもオンブズパーソンは、第1項の規定により勧告等をしたとき又は第19条第1項の規定による報告があったときは、申立人等に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

解説

- 第17条では、子どもオンブズパーソンによる市の機関に対する是正措置について定めています。
- 子どもオンブズパーソンは、調査の結果、子どもの人権侵害等があると認めた場合は、市の機関に是正等の措置を講ずるよう勧告したり、制度の改善を求める意見表明をすることができます(第1項関係)。
 - 子どもオンブズパーソンは、是正等の措置を勧告等したときは、勧告等を行った市の機関に対し、是正措置等について報告を求めます(第2項関係)。
 - 子どもオンブズパーソンは、是正等の措置の勧告等を行った場合や市の機関から是正措置の報告を受けた場合は、その旨を申立人等に通知しなければなりません(第3項関係)。

(市の機関以外のものに対する要請等)

第18条 子どもオンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正その他必要な措置を講ずるよう要請をすることができる。この場合において、子どもオンブズパーソンは、当該要請をしたときは、市の機関以外のものに対し、是正その他必要な措置について報告を求めることができる。

- 2 子どもオンブズパーソンは、第1項の規定により要請をしたとき又は第19条第3項の規定による報告があったときは、申立人等に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

解説

- 第18条では、子どもオンブズパーソンによる市の機関以外のものに対する要請について定めています。
- 子どもオンブズパーソンは、調査の結果、子どもの人権侵害等があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができます(第1項前段関係)。
 - 子どもオンブズパーソンは、是正等の措置を講ずるよう要請をしたときは、要請を行った市の機関以外のものに対し、是正その他の措置について報告を求めることができます(第1項後段関係)。
 - 子どもオンブズパーソンは、是正等の措置を講ずるよう要請した場合や市の機関以外のものから是正措置等の報告を受けた場合は、その旨を申立人等に通知しなければなりません(第2項関係)。

(是正措置等)

第19条 市の機関は、子どもオンブズパーソンから勧告等を受けたときは、当該勧告等を受けた日の翌日から起算して60日以内に必要な是正等の措置を講ずるとともに、その旨を子どもオンブズパーソンに報告しなければならない。

2 前項の場合において、市の機関は、必要な是正等の措置を講ずることができないときは、理由を付してその旨を子どもオンブズパーソンに報告しなければならない。

3 市の機関以外のものは、子どもオンブズパーソンから要請を受けたときは、当該要請に対して適切に対応するよう努めるとともに、是正その他必要な措置について、子どもオンブズパーソンに報告するよう努めなければならない。

解説

第19条では、市の機関又は市の機関以外のものが行う是正措置等の手続きについて定めています。

□市の機関は、子どもオンブズパーソンから勧告等を受けたときは、勧告のあった日の翌日から起算して60日以内に必要な措置等を講じ、その旨を子どもオンブズパーソンに報告しなければならない（第1項関係）。

□市の機関は、必要な措置等を講ずることができない場合は、その理由を子どもオンブズパーソンに報告しなければならない（第2項関係）。

□市の機関以外のものは、子どもオンブズパーソンからは是正等の措置を講ずるよう要請を受けたときは、その要請に対して適切に対応するよう努めるとともに、講じた措置について、子どもオンブズパーソンに報告するよう努めなければならない。

(公表等)

第20条 子どもオンブズパーソンは、必要があると認めるときは、勧告等並びに第19条第1項及び第2項の規定による報告の内容を公表することができる。

2 子どもオンブズパーソンは、毎年度、救済の申立ての処理状況等について、市長及び議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

3 子どもオンブズパーソンは、前2項の規定による公表及び報告に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び日野市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第1号)の規定に基づき、個人情報の保護に配慮をしなければならない。

解説

第20条では、子どもオンブズパーソンによる公表や報告に関する事項について定めています。

□子どもオンブズパーソンは、勧告等の内容や勧告等に基づき市の機関が講じた是正措置等の内容(報告を受けた内容)を必要に応じて公表することができます(第1項関係)。

□子どもオンブズパーソンは、毎年度、救済の申立ての処理状況などを市長や議会に報告し、その内容を市民に公表します(第2項関係)。

□子どもオンブズパーソンは、公表や報告をする場合は、個人情報の保護に配慮をしなければならない(第3項関係)。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

解説

第21条では、この条例に定めるもの以外で、必要な事項は、規則に定めることを定めています。